

●議案第2号
令和2年度深浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

会 計	補正額	総 額
国民健康保険事業特別会計		
事業勘定	530万円	13億970万円
直診勘定	100万円	2億2170万円

条例に関する議案

◆議案第3号

深浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

改正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の減免を受けようとする場合は、減免申請書の提出期限(納期限前7日まで)を規定にかかわらず町長が指定した日とする。

屋及び構築物を追加

③軽自動車税環境性能割の税率を1パーセント減とする臨時的軽減の適用期限を6か月延長

④収入に相当の減少がある事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予
⑤一定の入場料金等払戻請求権を放棄した場合、その価格に相当する金額を寄付金控除の対象に追加
⑥住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度分の個人の町民税まで延長

◆議案第6号

深浦町国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に伴い、その所要の改正等をする。

改正の内容は、次のとおり
①被保険者が新型コロナウイルスに感染又は感染が疑われる場合に、療養のため労務できなくなつた日から起算して3日を経過した日から傷病手当金を支給
②支給額は、直近の継続した3か月間の給与合計額を就労日数で除した金額×3分の2×支給対象となる日数
③支給等の全部または一部を受け取ることができず期間は、支給額を調整または不支給
④支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6か月まで

保険者の保険料の減額賦課に係る令和2年度の保険料率を定め、及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定の整備をする。

改正の内容は、次のとおり
①消費税引上げに合わせた軽減強化により、第1号被保険者の賦課割合を軽減
②新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の減免を受けようとする場合に、規定にかかわらず、町長が指定した日とする。

◆議案第4号

深浦町税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正により、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が行われることに伴い、その所要の改正をする。

◆議案第5号

深浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をする。

◆議案第7号

深浦町介護保険条例の一部を改正する条例

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被

◆議案第8号

深浦町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、法令名の変更及び用語の改正等、所要の整備をする。

改正の内容は、次のとおり
①一定の要件に該当する中小事業者等に対し、事業用固定資産税の課税標準を2分の1又は、ゼロに改正
②生産性向上に向けた新規設備に係る固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家